資料１

行財政運営の基本方針の策定について
（ 行 財 政 運 営 の 基 本 方 針（概要)）

Ⅰ　現状と課題

- ❑　本道は、全国を上回るスピードで人口減少と高齢化が進行する中、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も厳しい財政状況が続く見通しにあり、組織体制の面では、年齢構成の歪みにより、職場における技術、ノウハウの円滑な継承などへの影響が懸念
- ❑　今後は、ウィズコロナ・ポストコロナにも対応した行政サービスを提供し続けていくとともに、将来を見据えた備えを進めることが必要
- ❑　道としては、こうした環境の変化を、道庁の常識や固定概念を変える「組織風土改革の好機」として捉え、引き続き、限られた行財政資源を最大限活用し、中長期的な道政課題や当面の感染症対策などに対応するため、職員の「個」の力を高め、道庁の「総合力」を発揮していくことが必要

Ⅱ　策定の目的

- ❑　今後の行財政運営においては、「Smart道庁の取組」を通じて、組織活力を向上させ、道民サービスや政策の質の向上に繋げていくとともに、中長期的な視点のもと、機動的で持続可能な組織体制の構築や財政の健全化に取り組むこととし、令和３年度から５年間の基本方針として定める

Ⅲ　今後の取組

第１　取組項目

- ❑　組織運営、資産管理、財政運営の３分野における取り組むべき内容を、「継続的に取り組む事項」と「感染症への対応として先行して取り組むべき事項」に区分して示し、明確化を図る

第２　組織運営

▶▶ 取組の必要性

- ❑　行政としての機能を低下させないよう「採用」から「退職」まで一貫した人材育成と人事管理を行いながら、適切な事務執行を確保し、道政への信頼性を向上していくことが必要
- ❑　道庁で働く全ての職員が健康で、意欲を持って働くことができる職場づくりと社会情勢の変化に迅速に対応できる機動的な組織体制の構築を進めていくことが必要

▶▶ 取組項目

<継続的に取り組む事項>	<先行して取り組むべき事項>
◎**「Smart道庁の取組」の一層の推進** **1 職員の力を最大限に引き出す組織体制の構築** ○機動的で弾力的な組織運営の推進 ○効果的に政策を推進する組織体制の構築 **2 職員の力を最大限に引き出す人材育成の推進** ○意欲と能力にあふれる人材の確保 ○職員の資質・能力の向上 **3 職員の力を最大限に引き出す働く環境づくり** ○ワークライフバランスの推進 ○多様で柔軟な働き方の推進 ○新北海道スタイルの実践 **4 道政への信頼性の確保･向上に向けた取組の推進** ○適正な事務執行に向けた取組 ○公文書の適切な管理 ○信頼性確保に向けた職員の意識醸成 **5 行政サービスのデジタル化の推進** ○ＩＣＴの積極的な利活用の推進 ○オープンデータ化とＥＢＰＭの推進	○行政手続の押印等の見直し (道庁内部の手続を含む) ○行政手続のオンライン化 ○テレワークやウェブ会議が実施可能な環境整備

第３　資産管理

▶▶ 取組の必要性

❑　道が保有する全ての財産について、「施設経営」の視点に立ち、歳出の削減・効率化や歳入確保を図るため、庁舎等のストックマネジメントや道有資産の有効活用に引き続き取り組むことが必要

▶▶ 取組項目

＜継続的に取り組む事項＞	＜先行して取り組むべき事項＞
1 庁舎等のストックマネジメントの取組推進 **2 道有資産の有効活用**	○庁舎等の徹底した感染防止対策

第４　財政運営

▶▶ 取組の必要性

❑　道財政は、これまでの徹底した行財政改革の取組により、収支不足額はピーク時の１／７（H18:2,150→R２:290億円）まで縮小したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年度の収支不足額は一転拡大するなど、今後も厳しい財政状況が続く見通し

❑　こうした中においても、感染拡大防止と社会経済活動との両立といった様々な道政課題には着実に取り組むことが必要

❑　当面の財政運営にあたっては、歳出の削減・効率化に加え、更なる道有資産の有効活用、社会情勢の変化を捉えた事業のゼロベースによる見直しなど、財政の健全化に向けた取組を継続

▶▶ 令和３年度の収支対策

❑　令和３年度は「２年度同様の収支対策＋コロナ禍における施策の見直しを通じた経費の節減」を暫定的な対策として実施

❑　４年度以降は感染症の状況や国の動向等を踏まえ、改めて収支見通しを精査し、必要な対策を検討

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">財政的調整</td><td>➤ 行政改革推進債の発行（行革効果の範囲内で発行）</td></tr>
<tr><td>➤ 退職手当債の発行（発行可能額の範囲内で発行）</td></tr>
<tr><td>➤ 調整債の発行（発行可能額の範囲内で発行）</td></tr>
<tr><td>➤ 猶予特例債の発行（発行可能額の範囲内で発行）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">歳出削減等</td><td>投資的経費</td><td>➤ 補助事業費の縮減
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>内容（一般財源ベース）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">公共事業費</td><td>補助事業費</td><td>R２年度対比▲１％程度</td><td rowspan="5">※老朽化した施設・設備の適切な維持管理や計画的な更新・長寿命化、耐震改修、建設資材・労務単価の動向などにも配慮</td></tr>
<tr><td>国直轄事業負担金</td><td>R２年度規模継続</td></tr>
<tr><td rowspan="3">投資的事業費</td><td>特別対策事業費</td><td rowspan="3">R２年度規模継続</td></tr>
<tr><td>公共関連単独事業費</td></tr>
<tr><td>施設等建設工事費</td></tr>
</table>
➤ 新北海道スタイルの実践等に伴う事務的経費の見直し</td></tr>
<tr><td>その他歳出</td><td>➤ これまでの取組実績を踏まえた事業の厳しい取捨選択や施策間連携・横断的事業の推進などによる歳出の削減・効率化
➤ 新北海道スタイルの実践等に伴う事務的経費の見直し</td></tr>
<tr><td>歳入確保</td><td>➤ 道税・交付税等の確保努力、使用料・手数料の見直し、道有資産の有効活用</td></tr>
</table>

▶▶ 取組項目

厳しい道財政の現状を踏まえ、引き続き、財務体質の改善を図る必要があることから、以下の項目に継続して取り組むことが重要

＜継続的に取り組む事項＞	＜先行して取り組むべき事項＞
1 財政調整基金の確保 **2 実質公債費比率の改善**	○新北海道スタイルの実践等に伴う施策や事務的経費の見直し

▶ 道財政の中期展望（一般財源ベース）

計画期間：R3〜R7　　　　（単位　億円）

区分		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳出	人件費	4,750	4,650	4,640	4,600	4,510	4,450	4,470	4,390	4,350	4,280
	投資的経費	510	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	道債償還費	3,640	3,740	3,740	3,870	3,920	3,980	3,980	4,100	4,170	4,250
	臨時財政対策債	940	940	960	930	950	1,020	1,140	1,240	1,330	1,380
	その他	2,700	2,800	2,780	2,940	2,970	2,960	2,840	2,860	2,840	2,870
	義務的経費	6,840	6,860	6,930	6,970	7,030	7,100	7,170	7,210	7,270	7,350
	保健福祉関係	3,470	3,530	3,590	3,650	3,710	3,770	3,830	3,890	3,950	4,010
	その他	3,370	3,330	3,340	3,320	3,320	3,330	3,340	3,320	3,320	3,340
	その他歳出	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
	計　A	17,270	17,280	17,340	17,470	17,490	17,560	17,650	17,730	17,820	17,910
歳入	道税・交付税等	14,030	14,110	14,180	14,230	14,290	14,380	14,470	14,560	14,650	14,740
	その他歳入	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870
	計　B	16,900	16,980	17,050	17,100	17,160	17,250	17,340	17,430	17,520	17,610
収支不足額 B－A		▲ 370	▲ 300	▲ 290	▲ 370	▲ 330	▲ 310	▲ 310	▲ 300	▲ 300	▲ 300
収支対策	財政的調整	220									
	歳出削減等	40									
	基金取崩	110									

令和４年度以降については、感染症の状況や国の動向等を踏まえながら、改めて収支見通しの精査を行い、必要な対策について検討

▶ 実質公債費比率の推移

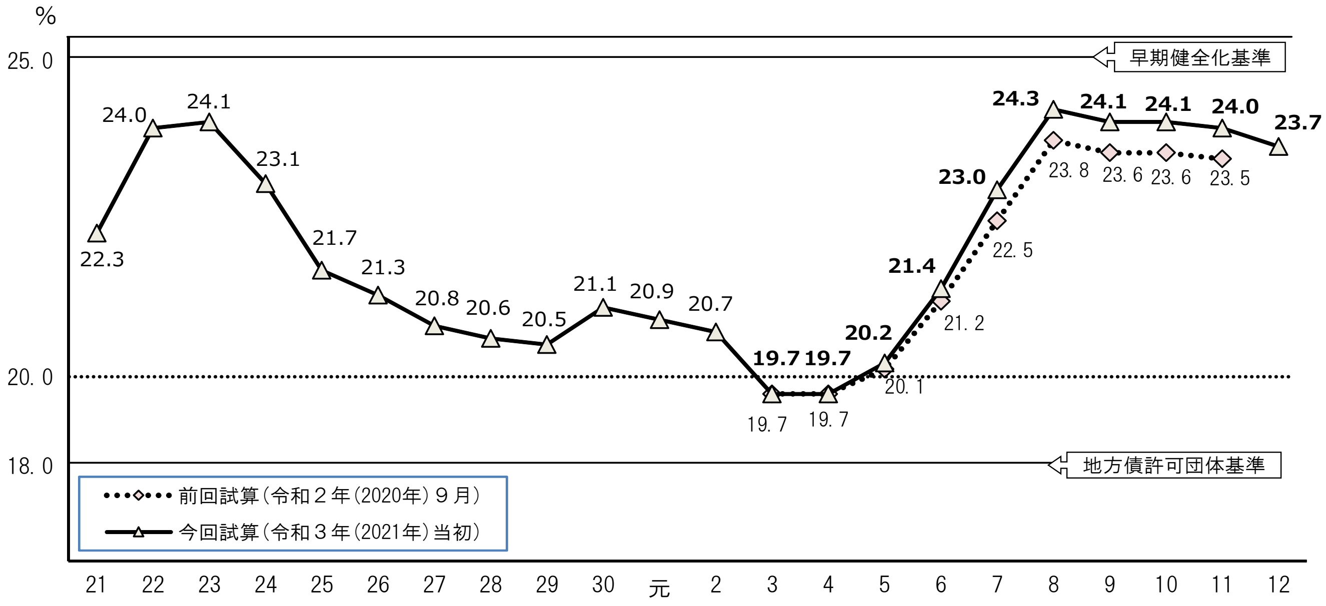

年　　度：算定年度（前３ヵ年の決算を基に算定）
発 行 額：R2は年間見込額、R3は当初予算額、R4以降は「道財政の中期展望」等に基づく。
発行金利：1.1%（10年債）

第５　取組項目の推進方策

- ❑ 各取組項目は、「推進方策」として掲げた方針や計画等に基づき推進していくほか、感染症の状況・影響などにより見直しの必要が生じた場合は、速やかに見直す
- ❑ 推進状況は、「取組事項」ごとに毎年度取りまとめ、公表